

議案第 27 号

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年伊賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「市長」の次に「又は教育委員会（以下「市長等」という。）」を加え、「団体」を「法人その他の団体（以下「団体等」という。）」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

第2条に次の1項を加える。

2 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体等を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。

(1) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体等に当該公の施設の管理を行わせることが市の政策目的に合致し、かつ、当該公の施設の設置目的を十分に達成することができると思われるとき。

(2) 前項の規定による公募に対し、次条の規定による申請がなかったとき。

(3) 第4条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者となるべき適当な団体等がなか

ったとき、又は指定管理者の候補者に選定された団体等を指定することが不可能となり、若しくは著しく不適當と認められる事情が生じたとき。

(4) 指定管理者の指定を受けた団体等が第5条の規定による協定の締結をしないとき。

(5) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。

第3条本文中「法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって」を削り、「もの」を「団体等」に、「次に掲げる書類を添えて」を「規則で定める書類により」に、「市長」を「市長等」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人のうち市長又は議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人であるもの（市長がこれらの役職等にある法人のうち市が出資しているものを除く。）は、前項の規定による申請をすることができない。

第4条第1項中「市長」を「市長等」に、「前条の指定」を「前条第1項の規定」に、「基準を」を「基準に照らし」に、「申請の」を「当該申請の」に、「地方自治法」を「法」に、「規定による」を「規定により」に、「指定しなければならない」を「指定するものとする」に改め、同項第1号中「事業計画の内容が、利用者」を「当該公の施設の管理に係る計画が利用者」に改め、同項中第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 当該公の施設の設置目的に照らし、その管理を効果的かつ効率的に行うことができること。

(3) 当該公の施設の管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模及び能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長等が必要と認める事項
第4条第2項中「地方自治法」を「法」に改め、「規定による」を削り、「議決」の次に「を得る」を、「前項」の次に「の規定」を加える。

第5条を次のように改める。

(協定の締結)

第5条 第4条第1項の規定による指定管理者の指定を受けた団体等は、市長等と当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

第6条第1項本文中「30日」を「2月」に、「市長」を「市長等」に改め、同項ただし書中「第8条第1項」を「法第244条の2第11項」に、「30日」を「2月」に改め、同項第4号中「その他指定管理施設」を「前3号に掲げるもののほか、指定管理施設」に改め、同条第2項中「市長」を「市長等」に改める。

第7条第1項中「講ずる」を「講ずるべき」に改める。

第8条第1項中「市長」を「市長等」に、「、その他」を「その他」に改め、「ときは」の次に「、法第244条の2第11項の規定により」を加え、同条第2項中「前項」を「法第244条の2第11項」に、「市長」を「市長等」に改める。

第9条中「施設又は」を「施設及び」に改め、同条ただし書中「市長」を「市長等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。